

平成 21 年 8 月 31 日 裁決

主文

〇〇社会保険事務所長が、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付でした、A に係る平成〇年〇月から同〇年〇月分の健康保険料及び厚生年金保険料に係る納入告知をした処分は、これを取り消す。

理由

第 1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第 2 審査請求の経過

- 1 請求人は〇〇業を営む株式会社であるところ、その元〇〇社員の A（以下「A」という。）は、平成〇年〇月〇日、〇〇社会保険事務所（以下「本件事務所」という。）に架電し、請求人が A との雇用契約を否定し「委託契約」であるとし、健康保険及び厚生年金保険（以下、併せて「社会保険」という。）の被保険者資格の取得手続を採ろうとしないので、調査の上、当該資格取得を認めてほしい旨、同事務所に要請をした。
- 2 本件事務所の調査の結果、A と請求人の関係は雇用関係であることが判明したとして、前者が平成〇年〇月〇日に社会保険の被保険者資格を取得し、同〇年〇月〇日に当該資格を喪失したことを確認し、その標準報酬月額は取得時で〇〇万円、平成〇年〇月〇日の定時決定で〇〇万円と決定する必要があるとされたが、それに係る請求人に対する、健康保険法（以下「健保法」という。）第 39 条及び厚生年金保険法（以下「厚

年法」という。)第18条の確認処分、並びに、健保法第41条・第42条及び厚年法第21条・第22条の規定による決定処分は、事務処理上の手違いのため、なされなかった(〇〇社会保険事務所長(以下「本件所長」という。)作成の、当審査会委員長宛「確認請求による職権適用に係る決定通知書等の未送達について(報告)」(平成〇年〇月〇日付)参照)。

- 3 本件所長は、前記2の各処分が既になされていると思ひ込み、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付で、Aに係る平成〇年〇月から同〇年〇月分の社会保険料〇〇〇万〇〇〇〇円に係る納入告知処分(以下「原処分」という。)をした。
- 4 請求人は、原処分を不服とし、当審査会に対して審査請求をした。その不服の理由の要旨は、Aは完全歩合報酬で同人から社会保険料の被保険者負担分も受け取っておらず、それにもかかわらず、社会保険料全額の支払を求めるのは「職権乱用」である、というものである。
- 5 なお、本件所長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、前記2の確認処分等をした。

第3 当審査会の判断

- 1 事業主の社会保険料の納付義務は、その被保険者に関して発生するものであり、当該被保険者の資格の取得・喪失は、保険者の確認によってその効力が生じるから(健保法第39条第1項及び厚年法第18条第1項)、被保険者資格の取得確認がいまだなされていない場合には、事業主の社会保険料納付義務は生じないことは、理の当然である。本件の場合、前記第2の2にあるように、原処分時において、その前提となるべき確認処分等がなされていなかったのであるから、原処分は違法であり、当然に取り消されるべきである。なお本件所長が、原処分後の平成〇年〇月〇日に必要な確認処分等を行ったことが、前記第2の5から窺われる

が、これをもって、原処分時に遡って、いわば瑕疵が治癒されたとみることは、本件の場合、適法な納入告知処分がいつ行われたかによって、社会保険料の時効消滅範囲が異なってくるので、許されない。

- 2 そうして、当審査会の審理は公開しなければならないとされているが（社会保険審査官及び社会保険審査会法第37条）、本件のように、請求人の申立てを認める場合であって、保険者の主張を聴くまでもなく、法令上、保険者の処分が違法であることが明らかであり、それが取り消されても利害関係人となり得る第3者の利益が損なわれるわけではないときは（注：本件の場合、Aは保険料の負担義務はあるものの、納付義務はなく、原処分が取り消されて保険料の時効消滅範囲が拡大しても、厚年法第75条ただし書の規定により、その給付は影響されない。）、請求人の利便のために公開審理を省略することも許されると解され、当審査会もそれを例としているところである。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。